

新潟市告示第 297 号

徴収事務の委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、新潟市南区体育施設使用料の徴収事務について、次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により、下記のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

新潟市長 中原 八一

記

1 徴収事務委託を行う施設及び徴収事務受託者

徴収事務を行う体育施設の名称	徴収事務委託者の名称及び主たる所在地
新潟市味方体育館 新潟市味方野球場 新潟市月潟野球場 新潟市味方テニスコート 新潟市月潟テニス場 新潟市味方 B & G 海洋センタープール 新潟市味方ゲートボール場 新潟市月潟ゲートボール場 白根総合公園白根カルチャーセンター 白根総合公園多目的広場 白根総合公園テニスコート 白根総合公園多目的コート 白根総合公園屋内プール	公益財団法人新潟市開発公社 新潟市中央区白山浦 1 丁目 6 1 3 番地 6 9
新潟市白根野球場	南区スポーツフィールド運営グループ 代表団体 環境をサポートする株式会社きらめき 新潟市中央区東堀前通 6 番町 1 0 6 1 番地

- 2 徴収事務を行わせる歳入
新潟市南区体育施設の使用料

- 3 指定公金事務取扱者として指定した日
令和6年4月1日

- 4 徴収事務を委託した日
令和6年4月1日

- 5 徴収事務を行わせる期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで